

文禄検地における白杵町屋敷と石盛

佐藤 滉洋

はじめに

天正十年（一五八二）から始められた太閤検地は、同十八・九年（一五九〇・九一）に第一の画期を迎えたといわれていて、その第二の画期をもたらしたといわれる検地原則の制度化されたものの一つを文禄二年（一五九三）の豊後における検地に見ることができる。

それは村々に上・中・下等の位付を行い、その村位別に石盛をするまったく新しい村位別石盛制^③である。この村位別石盛制の原則はひとり村々の田畠屋敷だけでなく、町屋敷にもみることができる。

「豊後国海辺郡白杵庄御検地帳惣町屋舗」^④にそれを見ることができ、町屋敷への石盛のし方を知る好史料となっている。「文禄検地に見える白杵町の構造」についてはすでに渡辺澄夫博士のすぐれた御研究があり、検地帳登録人の職業を中心にして白杵の町の構造を検討されている。本稿ではこの御研究を参考しながら、文禄検地帳にみる石盛を中心に白杵の町について若干の検討を加へ、制度化してゆく太閤検地の「村位別石盛制」の一端を考えてみたい。

一 検地帳に見える町名の現地への比定

検地帳に記載された順に町名を列記すると第一表に示した通りである。まず唐人町にはじまり、以下、脇屋町、唐人町懸ノ町、海添中町、横浜町、吉水小路片町、浜町、菊屋町、横町、祇園州之内の十町がみられる。

(第1表) 檢地帳記載町名

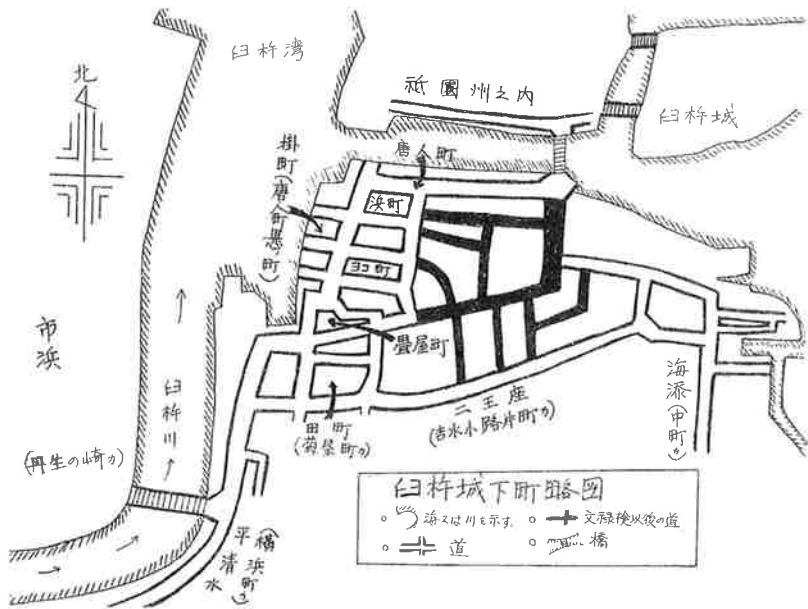
記載順位	町名	屋敷数	登録入数
1	唐人町	73筆	52人
2	畠屋町	44	40
3	唐人町懸ノ町	58	44
4	海添中町	27	29
5	横浜町	38	37
6	吉水小路片町	28	27
7	浜町	58	48
8	菊屋町	26	25
9	横町	18	18
10	祇園州之内	9	9
計	10町	379	329

そこで現在の白杵の町名に残っている町名をこの十町の中みると唐人町、畠屋町、浜町、横町、祇園州の五町名がある。更に字や呼び方が若干異なるがその名残を留めていると考えられるものに掛町と海添町がある。渡辺博士は前掲論文で、文禄検地帳の「唐人町懸ノ町は唐人町へのさしかかりの町（入口）の意と思われ、元来『懸りの町』と訓んだものであろう」とされ、「現在の掛町に当るであろう」と推定しておられるし、更に海添中町も「現在の海添町の中心街を指すものか」と推定しておられる。それでこの二町も現在の掛町と海添町に比定してよいだろう。

そこで右の七町の所在地を江戸時代の白杵「御城并城下附近地図」（時代不明）をもとにした第一図の「白杵城下略図」に求めてみると、畠屋町、唐人町懸ノ町、浜町、唐人町、祇園州、横町の六町は、白杵川が白杵湾に注ぐ川口の東岸に見られる。現在もこれらの町名はほぼ同じ位置に見ることができるので、文禄検地当時以来、大きな町の移動はなかつたと考えてもよいだろう。

また海添町は町の東方の海添川下流の川口西岸に見ることができる。以前はこの附近は文字通り海に面しており白杵城と海添地区の間は入江になっていたが、現在ではこの入江は埋められて港町と呼ばれており町の様子は大きく變っている。しかし、海添町という町名が残っているので海添中町はこの附近であつたと考えてよいだろう。

検地帳に見える十町のうち、吉水小路片町、菊屋町、横浜町の三町を残して七町はその位置をほぼ現在の町に比定することができる。



白井城下町略図

○ 浪は川を示す。→ 文禄後以後の直
道。= 道

そこで残るのは横浜町の位置比定であるが、幸に白井の人鶴峰成申の著述になる『白井小鑑拾遺』の巻二と巻四に「横浜」の地名がでてくるので検討してみたい。

そこで残るのは横浜町の位置比定であるが、幸に白井の人鶴峰成申の著述になる『白井小鑑拾遺』の巻二と巻四に「横浜」の地名がでてくるので検討してみたい。

そこで残るのは横浜町の位置比定であるが、幸に白井の人鶴峰成申の著述になる『白井小鑑拾遺』の巻二と巻四に「横浜」の地名がでてくるので検討してみたい。

(A) 横町 浜町 (巻二)

古しへは丹生の崎よりこなたの浜 西より東にわたり すべてよこ浜はまのうらといふ。げにも横ざまに広き浜なるべし。かかるを大友公築城以来はわざかに一村の名となりて横・浜・村と云しを、其後又わかつて横町 浜町となると云へり。蓋元禄の事なり。

(B) 市浜村（巻四）

古へは江南是を横浜といひ、江北是を市浜という。市浜は蓋いにしへの丹生駅の跡なるべし。

(傍点は筆者)

まず(A)の横町、浜町から検討してみよう。この文によると、「丹生の崎からこなたの浜」まで「西より東にわたり」すべて「はまのうら」と呼んでいたが、後に一村の名となつて横浜村と呼ぶようになった。更にその後又わかつて横町、浜町になってしまったという。その年代は元禄の頃であるとしているが、横町 浜町が文禄檢地帳に見える横町 浜町であるならば、元禄は文禄の誤り⁽⁹⁾であろう。ところでまず問題になるのが「よこ浜はまのうら」の位置を示す「丹生の崎よりこなたの浜」の丹生の崎である。臼杵の町周辺に丹生なる呼び名のつく地名を求めるに第一に臼杵城があげられる。臼杵城は別名「丹生嶋城」とも呼ばれていたことから渡辺博士は「丹生の崎は丹生島の最も陸地に接した部分を指すと考えられる故、ここから東にのびる海岸（現在の港町か）か、或は逆に西に長く延びていたと考えられる海岸であろう。（略）現在の浜町、横町の位置からすれば後者であることは疑いない」とされ、臼杵川添の方をとつておられる。

いま一つの丹生は、律令時代の丹生駅が臼杵川を挟んだ対岸の市浜地区にあつたということである。これは前出(B)史料にもみられるが、仮りに市浜地区に丹生駅があつたと仮定した場合、丹生の崎と呼べる地形の有無を調べてみると、市浜地区が大きく臼杵川に突き出して臼杵川の流れを変えている処がある。位置的には平清水の対岸附近である。「臼杵小鑑拾遺」の筆者がこの附近を丹生の崎と呼んだと仮定して(A)史料をみると、「丹生の崎よりこなたの浜」と呼んだ丹生の崎は、全体の文意からみて平清水に最も接した附近、こなたの浜は下流の掛町か浜町の附近をさすかと考えられる。そうすれば、次の「西より東にわたり」という一節も方位的に丹生の崎（浜は対岸の平清水よりはじまる。）が西方に当り、こなたの浜が東方（正確には東北だが）に当るので文全体が自然に受け取れる。

それで丹生の崎の位置比定に一応問題は残るが、右のような観点に立つて臼杵川添に「横ざまに広き浜」の所在を求

めることの方が地形的に見ても自然のように考えられる。伝承と(A)史料の文意から想像して市浜地区の白杵川への突出部を丹生・崎と仮定して、以下論を進めるに至る。

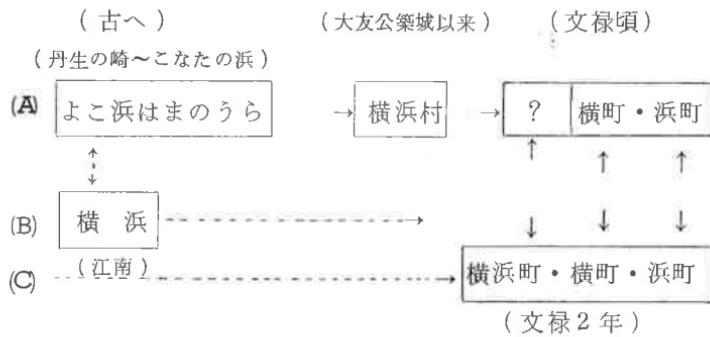
(A)史料によれば「西より東にわたり」「よこ浜はまのうら」と呼ばれ、「げにも横ざまに広き浜」という景観をなしていたわけであるが、この「横ざまに広い、よこ浜はまのうら」が後に横浜村となり、更に「又わかつて」横浜と浜町ができたよう(22)に一般に考えられている。そこで(B)史料を合せて検討してみよう。

(B)史料では「古ヘ」は「江南」を横浜と云い、「江北」を市浜と呼んでいたようである。この場合「江」は白杵川を指すと考えられるので、白杵川を挟んで南北を指せる位置を地図上に求めると、先述の丹生の崎から上流に求めることができる。ここでは川が西から東に流れているので、(B)史料はおそらくこの附近を指したものと考えられる。ここから川の北側をみると(B)史料の通り市浜があり、ほぼ南側には今日の平清水がみられる。(B)史料では「江南是を横浜」と呼んでいるので、古ヘの横浜は今日の平清水附近であったとみてよいだろう。とすれば(A)史料で「西より東にわたり」「よこ浜はまのうら」と呼んだ「よこ浜」の部分は、先述の通り方位的にはこなたの浜からみて西方であつたし、位置的には丹生の崎の対岸である平清水附近であった。(B)史料の横浜も平清水附近を指しているので両「横浜」は同じ場所の地名でなければならないことになる。

第一図は横浜を求めるため(A)(B)史料と文禄檢地帳から作った図式である。(A)史料では「大友公築城以来わづかに一村の名」となつて「横浜村」と呼ばれているが、「わづかに一村の名」となつていることから考えて「古ヘ」の段階では「横ざまに広き浜」には複数の村があつたことが考えられる。先に(A)史料のよこ浜と(B)史料の横浜が同一地名であろうことをみたので(A)史料の「よこ浜はまのうら」は実は「よこ浜」と「はまのうら」の間を区切つて「よこ浜」・「はまのうら」の二村に読み分けるべきものではなかつたのだろうか。それで「古ヘ」は「よこ浜」と「はまのうら」の二村が「横ざまに広き浜」をなしていだが、それが合併して大「横浜村」になり、更に「又わかつ」たのであろう。

ところで第一図(C)の文禄檢地帳には横町と浜町の他に横浜町がみられるが、(A)の横町・浜町と(C)の横町・浜町とは前者が文

(第二図) 地名変遷図式



註

A = A史料

B = B史料

C = 文禄検地帳

で、天正三年に中国船の入港したことが豊薩軍記にも見えることや、文禄検地帳

臼杵は大友氏時代には「地方的な良港としてその存在が認められていた」¹³⁾よう

二 石盛からみた臼杵

以上、くどくなつたが横浜町を現在の平清水附近に比定することができた。そこで改めて臼杵の町を眺めなおすと、十町のうち海添中町を除く九町が臼杵川寄にみられ、文禄検地当時の（更にさかのぼつて中世以来の）臼杵の町の中心地は臼杵川口東南岸であつたと考えることができる。

「横浜村」から分れ、同時に、横町と浜町に細分されたのではないかろうか。ところが、地名がまぎらわしいが故に「臼杵小鑑拾遺」の筆者は「古へ」の横浜の部分を書落したのではないかと考えられる。このように考えれば丹生の崎の対岸の横浜（現在の平清水）は、文禄頃大、「横浜村」から「古へ」の「はまのうら」が分離した後も横浜の地名で存続し、文禄検地帳に「横浜町」として記載されたのであるう。（横浜町の町名がなくなつた年代は不明。）

の登録人に中國名と考えられる者がかなりあつたり、町名に唐人町や唐人町懸ノ町などがあること等々から、港町としての性格が多分にあつたことが想像できる。⁽¹⁴⁾

(第2表) 文禄2年臼杵町屋敷の石盛

石盛順位	町名	石盛	屋敷筆数	備考		
				畠	現町名(擬)	平均石盛
1	唐人町懸ノ町	石・斗 1.6	筆 58	石・斗	掛町	石・斗升合、勾 1.614
	浜町	1.6	58		浜町	1.614
	唐人町	1.6	73		唐人町	1.539
2	横浜町	1.4	38		平清水	1.446
	祇園州之町	1.4	9		祇園州	1.400
3	菊屋町	1.3	26		田町	1.386
	吉水小路片町	1.3	28	1.3 1.2	二王座	1.266
4	畠屋町	1.2	44	1.2	畠屋町	1.257
5	海添中町	1.1	27	1.1 1.0 1.0 1.0	海添町	1.089
6	横町	1.0	18		横町	1.000

一般に検地帳記載にあたつて一反とか二畝等のごく面積に端数のない場合は、村位や田畠の位付別にそれぞれ同じ条件下のものは、一様の石盛が記載されているが、面積に端数がある場合は計算間違いによるものか、必ずしも石盛が一致しない場合がある。

臼杵町屋敷の石盛についても同様で、不一致のものがあつたが、一反とか二畝等の面積をもつ屋敷の石盛により町名ごとの石盛を把握した。表には備考欄に町名ごとの平均石盛を示したが、先に示した石盛と一致しないのはこのためである。

さて上記のごとく六段階に分けられた石盛別にそれぞれ町名の所在位置を地図(第一図)上に求めるとき唐人町懸ノ町と浜町とは臼

杵川口東岸に見られ、唐人町は曰杵川から東に入り込んだ入江の南岸に位置している。これら三町には唐人を冠した町名の存することや、秀吉の命により大仏の漆工事に従事した陳元明らがおり、先に述べたごとく白杵の町には貿易港的色彩の存すること等から考えて、右の三町は船泊の接岸が最も可能な条件を備えていたことが想像できるのである。

いわば白杵の海の玄関ともいべき位置である。加へて浜町には堺・鍛治・や糸屋等の屋号がそのまま検地帳に登録されており大商人のいたことが想像される。また屋敷の筆数の面からみても十町全体で三百七十九筆のうち、この三町には百八十九筆みられ、全体のおおよそ半数近い四十九・九%の屋敷がみられる。

これらを総合してみると、右の三町が曰杵の町では最も賑っていた町であつたことが想像できる。このため石盛は豊後では最高の上ノ村の上々田並の一石六斗となつていて、それで石盛高は、町屋敷の場合はその町の賑に比例して決められたことが想像できるのである。

右の三町に続く町は横浜町と祇園州之内である。横浜町は曰杵川をさかのぼつた平清水附近であろうことは先に述べたが、位置的には町の中心からやや離れている。しかし石盛は上ノ村の上田並の一石四斗と云う高い石盛である」とから考へて、当時は川巾も広く船が容易に通行できたのではないかと考えられる。このため先に(A)史料でみたように「横ざまに広き浜」と表現されたのであろう。このような立地条件が第二位の石盛をさせることになり、町はかなり賑をみせていたのであろう。また祇園州之内は唐人町の対岸で、これも位置的条件は恵まれている。しかし祇園州は曰杵川の形成しつつあった三角^{ゆづ}のため、屋敷は九筆しかみられず大きな町を形成するには至つていなかつたのであろう。このような理由から位置的条件は恵まれているにもかかわらず、対岸の唐人町よりも二斗低い石盛となつたのであろうと考えられる。尚、ここには舟大工や船頭等が登録されており、また蔵屋敷があることも注目されるし、祇園州之内として検地帳に記載されているのは発展途上にあつたことを物語つているものであろう。

三番手には菊屋町と吉水小路片町がみられ、石盛は共に中ノ村の上田並の一石三斗になつていて、菊屋町は前述通り伝承

により現在の田町に比定したが、同町は白杵川添いであるのに横浜町よりも石盛が低いのをみると、山の手寄りであるため唐人町等に比べて屋敷も少いしあまり賑つていなかつたのである。また吉水小路片町（現二王座）は菊屋町と後述の海添中町とを結ぶ位置にあること、更に菊屋町とともに吉水小路片町には左近允、内記、監物等武士的名前が比較的多くみられることや山手寄りに位置していること等から考えて、屋敷町的性格が強かつたのではないかと考えられる。このため前記の賑をみせたであろう町々よりも石盛が低くなつたのである。なお吉水小路片町には畠が十筆みられるが、これらの畠は百姓の混在したことを示すものかとも考えられている。

四番めは菅屋町が下ノ村の上田（或は上ノ村の中田）並の一石二斗の石盛をされているが、白杵川寄りなのに石盛が低いのは菊屋町同様にあまり賑う町ではなかつたのである。屋敷数は四十四筆で筆数では第四位であるが小市民の町であったのであらうか。わずかではあるが畠がみられるのも采園を作る小市民や畠を耕す農民の混在を証するものであるかもしれない。

海添中町は白杵川の裏川に当る海添川下流の川口附近にある町であるが、石盛は一石一斗で中ノ村の中田並にしか石盛されていない。これは町の中心部から遠く離れており、検地帳に畠がみされることや、海に接していること等からみて農民、漁民、商人等の混在した町ではなかつたかと想像される。このため石盛は低くなつたのだろうが、石盛の低さから考えれば海添中町は貿易港としての性格は薄く、むしろ漁村的な町ではなかつたかと考えられる。

横町は町の中心部に位置しているにもかかわらず、石盛は最底の一石である。一石といへば一般の百姓屋敷と同じ石盛であり、唐人町や浜町の隣町とは考えられない低い石盛である。しかし横町には屋敷がわずかに十八筆しかないのでおそらく家はまばらであつたであろうことが想像できるし、唐人町や、浜町、唐人町懸ノ町等のいわゆる繁華街の裏町であつたため石盛は最低になつているのである。

以上、石盛の高低によつて白杵の町内十町について若干の検討を試みたが、右の十町それぞれの立地条件等の良否と石盛の高下は一致していることがわかつた。これは単なる偶然の一致ではなく、文禄検地における「村別石盛制」というまつたく

新しい制度の実施により、臼杵の町ごとの格付がなされ、これが石盛高の相違となつたものであるといへよう。

三 制度としての村位別石盛制

先項で文禄二年の豊後での検地で臼杵の町屋敷に村位別石盛の制度が適用、実施されたのをみたが、太閤検地はいつ頃から村位別石盛制を実施するようになったのだろうか。まだ十分にこのことを証明する史料を持たぬが、村に位付を行つた比較的初期のものと考えられるものに天正十八年八月に秀吉が石田三成に宛た朱印状「御制札御判錢定^⑯」をあげることができる。次にその関係部分を紹介しよう。

「上之所者 永樂錢三貫武百文宛可上之事、
 「中之所者 同式貫武百文宛可上之事、
 「下之所者 同老貫式百文宛可上之事、（略）
 一、御制札一ツニテ、村々數多在之所者、如右一在所宛上中下見計可上之事
 （以下略）

（傍点筆者）

この文書は検地とは関係ないが、村に上・中・下の位付をする合理的な考え方の存在をみることができる。ある。

このような秀吉の考え方の中に村位別石盛制の祖形とも云うべきものがめばえており、のちに制度化されたのであろう。そしてこの考え方方が実際に検地に適用され村位付による石盛の制度として、検地条目等に現われるのは管見では文禄になつてからではないかと考えられる。

その最も代表的なものとして広く知られているものに文禄三年の嶋津分国での検地に際して出された秀吉の朱印状^⑰がある。

この朱印状によれば国内の村を上・中・下・下々の四段階に位付しており、屋敷の石盛は惣国屋敷と町方の屋敷では異なることが明示されている。

更に村位別石盛が明示されたものをあげてみると、文禄三年の和泉での「宮本藤左衛門・朝野彈正運署検地条々写」や、同四年の近江での「石田三成村々捷条々」⁽²²⁾更に慶長三年の越前の「岩本村檢地帳奥書条々」等々をあげることができる。

しかし豊後では条目こそみられないがこれらよりも早く文禄二年に村位別石盛制度による検地が実施されており、検地帳表紙裏書に村位による石盛が明記されているものを見ることができる。

ところで町屋敷の石盛が明示されたものに先掲の嶋津分国での朱印状があるので、関係分をみると次のように示されている。

(略)
但上中下可有之

一町方やしき 壱石三斗代

(略)
(傍点筆者)

これによると町方屋敷の石盛は基準として一石三斗が示されているが、「但上中下可有之」ことが定められているので上はこの基準よりかなり高い石盛がされたことが想像できる。町ごとの具体的な石盛は知り得ないが、太閤検地後期に制度として打ち出された村位別石盛制は田畠や在方屋敷のみではなく、この制度の中に町方屋敷をも含めていたことを先にみた臼杵の町での石盛と合せて知ることができるのである。

むすび

以上、町屋敷の石盛について、「豊後国海辺郡臼杵庄検地帳」にみられる臼杵の町屋敷を素材として検討してきたが、これ

は町屋敷の石盛だけが独立してあるのではなく、太閤検地後期に現われた「村位別石盛」制度の一環として、その意義をもつものである^⑫といへよう。そして村位別石盛制は太閤検地だけでなく、それ以後の石盛にも採用され村高決定の基礎となつてゐるのである。このため「村位別石盛制」の全般を検討しなければならないが、近く別稿で検討する予定があるので、本稿と合せて先学諸氏の忌憚なき批判と指導を伏してお願いする次第である。

(註)

① 北島正元著『日本史概説』(2) (岩波全書)

② 豊後国での検地は、山口玄蕃允宗永と宮部善祥坊法印桂後の二人が検地奉行となり、前者が大分、海辺、大野、直入の四郡を、後者が速見、国東、玖珠、日田の四郡を各々検地している。このうち山口玄蕃允の検地したいわゆる「玄蕃帳」が若干伝えられている。

③ 拙稿「豊後における太閤検地について」『大分県高等学校教育研究会社会部会研究集録』(4)

本稿では「村別石盛制」と仮称したがより正確に表現するため「村位別石盛制」と訂正する。

④ 渡辺澄夫博士所蔵、『大分県史料』(9)所収。

⑤ 渡辺澄夫「大友時代末期の豊後臼杵」『大分県地方史』(13~16合併号)。

⑥ 史料調査でも多大の御好意を得た。深く謝意を表したい。

⑦ 曰杵城下略図作成等にも御教示をいただいた。深く謝意を表したい。

⑧ 鶴峰戌申著『臼杵小鑑拾遺』(文化三年)昭和十四年刊。

⑨ ⑩ (5) に同じ。

⑪ (8) に同じ。同書卷四の「市浜村」と「丹生駅」の項参照。

⑫ 郷土史家の間でこのように考えられているようである。

⑬ 岡本良知「戦国時代の豊後府内港」『大分県地方史』(10)。

⑭ 岡本良知氏は(3)論文で「天正三年の中国船の臼杵への入港はそのまま信ぜられぬとしても、そのようなことがあつたであろう」と述べておられる。

(15)(5)に同じ。

(16)文禄二年の豊後における検地での村位別石盛は別表の通り。

(別 表)

下	中	上	村位付	田品
石・斗	石・斗 (1.5)	石・斗 1.6	上々	田方
1.2	1.3	1.4	上	
1.0	1.1	1.2	中	
.8	.9	1.0	下	
	(.8)	(.9)	下々	
			上々	
.8	1.0	1.1	上	
.6	.8	.9	中	
.4	.6	.7	下	
			下々	
1.0	1.0	1.0	屋敷	

(註)

本表は豊後における石盛であり、他の国々では異なる場合がある。

(17)(18)(5)に同じ。

(19)「本法寺文書」(1)宮川満著『太閤検地論』(3)。

(20)「島津家文書」「大日本古文書」(家わけ第16)。

(21)「福原文書」「太閤検地論」(3)。

(22)「小宝文書」右同。

(23)「岩本区有文書」右同。

(24)「豊後国大分郡津守之内片嶋村検地帳」(渡辺澄夫博士所蔵)、「豊後直入郡内上田北郷検地帳」(田北フサ子氏所蔵)等の表紙裏にそ

の村の村位と石盛が示されている。

(25)児玉幸多著『近世農民生活史』。

拙稿「辺地における近世農村の成立」(1)『大分県地方史』(49)。

〔付記〕

(1) 本研究をなすに当つて御指導いただいた恩師渡辺澄夫博士に感謝を申しあげる次第である。

(2) 本研究は昭和四一年度文省科学的研究費交付金（各個研究＝渡辺澄夫博士）による「大分県における近世庶民史料の調査研究」の成果の一つである。

(3) 本稿は「太閤検地における村別石盛制」に関する研究の一部をなすもので、昭和四十三年度大分県地方史研究総会において口頭発表したものに若干加筆したものである。尚、研究会当日会員の佐藤暁学兄より臼杵市内にある石敢塔の元の所在地を求めることにより、町名比定の場合参考になるだらうとの御教示をいただいたが、本稿発表までに調査する機会を持ち得なかつた。後日を期したい。